

岩手県告示第941号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成22年12月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、釜石市、奥州市、西磐井郡平泉町、下閉伊郡岩泉町及び九戸郡洋野町
- 2 基本測量を実施する期間 平成22年12月7日から平成23年3月15日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（ジオイド測量）